（記載上の注意）
［1～3　略］
［削る。］

4　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

［連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率］
［表略］
（記載上の注意）
［1・2　略］

第2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（記載上の注意）
［1～3　同左］
4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。
［加える。］

［連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率］
［同左］
（記載上の注意）
［1・2　同左］

第2　［同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和二年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第一号の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第五十一条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第三号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（法第五十一条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

4　新規則別紙様式第四号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第五十一条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○内閣府　厚生労働省令第四号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第三項及び第四十一条の二第三項並びに同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。